

平成 27 年第 2 回（6 月）大磯町議会定例会

議 案 第 47 号 説 明 資 料

平成 27 年 6 月 5 日

大磯町営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

資 料

改正概要	1
改正内容	1～2
新旧対照表	3～5

町 民 課

大磯町営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

○ 改正概要

既存の大磯町営駅前東自転車駐車場及び大磯町営駅前西自転車駐車場の廃止並びに大磯町営駅前自転車駐車場の新設に伴い、規定の改正を行うものです。

○ 改正内容

第1 駐車場の廃止及び新設に伴う改正

1 設置等について（第2条関係）

既存の大磯町営駅前東自転車駐車場及び大磯町営駅前西自転車駐車場の廃止するとともに、新設される大磯町営駅前自転車駐車場の名称及び位置を定めます。

現行		→	改正案	
名称	位置		名称	位置
大磯町営駅前東自転車駐車場	大磯町大磯878番地		(廃止)	
大磯町営駅前西自転車駐車場	大磯町大磯867番地		(廃止)	
			大磯町営駅前自転車駐車場	大磯町大磯904番地6

2 利用区分について（第3条、別表第1関係）

新設される大磯町営駅前自転車駐車場の利用区分を定めます。

現行		→	改正案	
名称	利用区分		名称	利用区分
大磯町営駅前東自転車駐車場	自転車 原動機付自転車		(廃止)	
大磯町営駅前西自転車駐車場	自転車 原動機付自転車		(廃止)	
	自動二輪車		大磯町営駅前自転車駐車場	自転車 原動機付自転車 普通自動二輪車（総排気量が \leq 0.125リットル以下のものに限る。）

3 駐車料について（第5条、別表第2関係）

新設される大磯町営駅前自転車駐車場の駐車料を定めます。

現行				改正案			
区 分		駐車料		区 分		駐車料	
		常時駐車 (月額)	随時駐車 (1回)			常時駐車 (月額)	随時駐車 (1回)
自 転 車	一般	1,500円	100円	自転車		1,550円	110円
	学生	1,200円					
原動機付 自転車		2,500円	200円	原動機付 自転車		2,580円	220円
自 動 二 輪 車	50ccを超え、 125cc以下の もの	3,500円	300円	普 通 自 動 二 輪 車	総排気量 が0.125 リットル 以下のも のに限る	3,610円	320円
	125ccを 超えるも の	4,500円	400円				

第2 用字及び用語の整理

大磯町公用文に関する規程等に基づき、用字及び用語の整理を行います。（第1条、第3条、第4条、第5条、第6条、第8条関係）

第3 施行日

この条例の公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

第4 経過措置

改正後の駐車料は、施行日以後の大磯町営駅前自転車駐車場の利用に係る駐車料に適用し、施行日前の利用に係る駐車料は、現行の額とします。

第5 準備行為

施行日以後の大磯町営駅前自転車駐車場の利用に係る利用の承認、駐車料の納付その他の必要な手続及び行為は、施行日前においても行うことができるものとします。

大磯町営自転車等駐車場条例 新旧対照表

改正案	現行										
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、大磯町営自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）の設置、<u>管理</u>等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置) 第2条 自転車等利用者の利便を図るための施設として駐車場を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="152 432 1115 512"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大磯町営駅前自転車駐車場</td> <td>大磯町大磯904番地 6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用できる自転車等) 第3条 駐車場に駐車することができる自転車等は、次に掲げるとおりとし、利用区分については、別表第1のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略 (3) 道路交通法第3条に規定する<u>普通自動二輪車</u>（以下「<u>普通自動二輪車</u>」という。）</p> <p>(利用の承認等) 第4条 省略 2 町長は、前項の承認を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>同項</u>の承認を与えないことができる。</p> <p>(1) 省略 (2) 駐車場の管理上<u>支障を生じさせるおそれ</u>があると認められるとき。 (3) <u>前2号に掲げるもののほか</u>、町長が必要と認めるとき。</p> <p>(駐車料の納付) 第5条 <u>前条第1項</u>の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表第2に定める駐車料（以下「駐車料」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2 駐車料は、常時駐車（<u>継続して利用するために1月を単位として駐車料を納付するものをいう。以下同じ。</u>）については<u>規則</u>で定める納期内に納付するものとし、随時駐車（<u>24時間を限度として、1回の利用の都度、駐車料を納付するものをいう。以下同じ。</u>）については<u>利用</u>の都度納付するものとする。</p>	名称	位置	大磯町営駅前自転車駐車場	大磯町大磯904番地 6	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、大磯町営自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）の設置<u>及び</u>管理等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置) 第2条 自転車等利用者の利便を図るための施設として駐車場を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1155 432 2119 552"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大磯町営駅前東自転車駐車場</td> <td>大磯町大磯878番地</td> </tr> <tr> <td>大磯町営駅前西自転車駐車場</td> <td>大磯町大磯867番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用できる自転車等) 第3条 駐車場に駐車することができる自転車等は、次の<u>各号</u>に掲げるとおりとし、利用区分については、別表第1のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略 (3) 道路交通法第3条に規定する<u>自動二輪車</u>（以下「<u>自動二輪車</u>」という。）</p> <p>(利用の承認等) 第4条 省略 2 町長は、前項の<u>規定により利用</u>の承認を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>第1項</u>の承認を与えないことができる。</p> <p>(1) 省略 (2) 駐車場の管理上<u>支障</u>があると認められるとき。 (3) <u>その他</u>町長が必要と認めるとき。</p> <p>(駐車料の納付) 第5条 <u>駐車場の利用</u>承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表第2に定める駐車料（以下「駐車料」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2 <u>前項</u>の駐車料は、常時駐車については、<u>規則</u>で定める納期内に納付するものとし、随時駐車については、<u>利用</u>の都度納付するものとする。</p>	名称	位置	大磯町営駅前東自転車駐車場	大磯町大磯878番地	大磯町営駅前西自転車駐車場	大磯町大磯867番地
名称	位置										
大磯町営駅前自転車駐車場	大磯町大磯904番地 6										
名称	位置										
大磯町営駅前東自転車駐車場	大磯町大磯878番地										
大磯町営駅前西自転車駐車場	大磯町大磯867番地										

改正案	現行										
<p>(駐車料の減免)</p> <p>第6条 前条の規定にかかわらず、<u>町長は、特に必要があると認めるときは、</u>駐車料を減免することができる。</p> <p>第7条 省略</p> <p>(利用承認の取消し等)</p> <p>第8条 町長は、利用者が<u>次の</u>各号のいずれかに該当するに至ったときは、第4条第1項の承認を取り消し、又は駐車場の利用を中止させることができる。</p> <p>(1) 第4条第2項<u>各号のいずれかに該当するに至った</u>とき。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>第9条～第12条 省略</p>	<p>(駐車料の減免)</p> <p>第6条 <u>町長は、前条の規定にかかわらず、町長が</u>特に必要があると<u>認める者は</u>駐車料を減免することができる。</p> <p>第7条 省略</p> <p>(利用承認の取消し等)</p> <p>第8条 町長は、利用者が<u>次の</u>各号のいずれかに該当するに至ったときは、第4条第1項の承認を取り消し、又は駐車場の利用を中止させることができる。</p> <p>(1) 第4条第2項<u>に規定する利用承認の条件に違反した</u>とき。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>第9条～第12条 省略</p>										
<p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 改正後の別表第2の規定は、施行日以後の利用に係る駐車料について適用し、施行日前の利用に係る駐車料については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(準備行為)</u></p> <p><u>3 施行日以後の利用に係る利用の承認、駐車料の納付その他の必要な手続及び行為は、施行日前においても行うことができる。</u></p>											
<p><u>別表第1(第3条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="152 1193 1111 1353"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>利用区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大磯町営駅前自転車駐車場</td> <td>自転車 原動機付自転車 普通自動二輪車(総排気量が0.125リットル以下のものに限る。)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	利用区分	大磯町営駅前自転車駐車場	自転車 原動機付自転車 普通自動二輪車(総排気量が0.125リットル以下のものに限る。)	<p><u>別表第1(第3条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="1153 1193 2114 1321"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>利用区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大磯町営駅前東自転車駐車場</td> <td>自転車、原動機付自転車</td> </tr> <tr> <td>大磯町営駅前西自転車駐車場</td> <td>自転車、原動機付自転車、自動二輪車</td> </tr> </tbody> </table>	名称	利用区分	大磯町営駅前東自転車駐車場	自転車、原動機付自転車	大磯町営駅前西自転車駐車場	自転車、原動機付自転車、自動二輪車
名称	利用区分										
大磯町営駅前自転車駐車場	自転車 原動機付自転車 普通自動二輪車(総排気量が0.125リットル以下のものに限る。)										
名称	利用区分										
大磯町営駅前東自転車駐車場	自転車、原動機付自転車										
大磯町営駅前西自転車駐車場	自転車、原動機付自転車、自動二輪車										

改正案

別表第2 (第5条関係)

区分	駐車料	
	常時駐車 (月額)	随時駐車 (1回)
自転車	1,550円	110円
原動機付自転車	2,580円	220円
普通自動二輪車 (総排気量が0.125リットル以下のものに限る。)	3,610円	320円

現行

別表第2 (第5条関係)

区分		駐車料	
		常時駐車 (月額)	随時駐車 (1回)
自転車	一般	1,500円	100円
	学生	1,200円	
原動機付自転車		2,500円	200円
自動二輪車	50ccを超え、125cc以下のもの	3,500円	300円
	125ccを超えるもの	4,500円	400円

- 備考 1 「常時駐車」とは、継続して利用するために1箇月を単位として、駐車料を納付するものをいう。
- 2 「随時駐車」とは1日を限度として、1回の利用の都度、駐車料を納付するものをいう。
- 3 「学生」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校若しくは同法第83条に規定する各種学校又はこれに類するものとして町長が認める施設に通学又は通園している者をいい、「一般」とは、学生以外の者をいう。